



宿泊約款・利用規則 HOUSE REGULATIONS

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として基本宿泊料による。)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとします。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときには、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同額の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。))であるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、法人でその役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (9) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (11) 宿泊しようとする者が、泥酔等により、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 暴力団等反社会的勢力であるとき。
 - (3) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - (4) 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき。



宿泊約款・利用規則 HOUSE REGULATIONS

- (5) 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力的な要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (7) 伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 泥酔等により他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (10) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規則に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときには、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝12時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料金の30%
 - (2) 超過6時間までは、室料金の50%
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の100%

(利用規則の厳守)

第10条 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

フロント	24時間		
(レストラン営業時間)			
ベーカリーショップ(1階)	8:00~21:00	ステーキハウス(2階)	昼 11:30~14:30 夜 17:00~22:00
ロビーラウンジ(1階)	10:00~20:00		
カフェ&レストラン(1階)	朝 6:30~10:00 昼 11:30~14:30 夜 18:00~21:00	中国料理レストラン(2階)	昼 11:30~14:30 夜 17:00~22:00
		定休日 水曜日	
日本料理レストラン(2階)	昼 11:30~14:30 夜 17:00~22:00	スカイレストラン(20階)	昼 11:30~14:30 夜 17:00~22:00
			バー(21階) 月曜日~土曜日 17:00~24:00 日曜日・祝日 17:00~22:00
			ルームサービス 7:00~10:00 17:00~21:00
			ピアテラス(5階) 17:30~21:00 [夏期シーズンのみ]
			客室清掃 9:00~15:30

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及び算定方法は、別表1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテル請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第14条 当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。



宿泊約款・利用規則 HOUSE REGULATIONS

(寄託物等の取り扱い)

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは30万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告がなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、30万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届けます。
- 3 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては前条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーを寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償を責めに任じます。

(宿泊者の責任)

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料) ②サービス料(①×10%)
	追加料金	③飲食料及びその他の利用料金 ④サービス料(③×10%)
	税金	消費 税

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日		契約申込人数				
		不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	80%	20%		
団体	15～99名まで	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約に解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金は、いたしません。



利用規則

当ホテルでは、ホテルの品位を保ち、またお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基き、下記の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない時は宿泊約款第7条第1項により、宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、この規則を守られないことによって生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますので特にご注意くださいようお願い申し上げます。

1. ご到着後直ちに客室入口ドアの裏側に掲示してある避難経路図、及び各階の非常口をご確認ください。
2. ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさないでください。
3. 客室内では火災の原因となるような行為はなさないでください。また、暖房、炊事などの熱を発生する器具をご使用なさないでください。
4. 下記の物品は、他のお客様の迷惑になりますのでお持ち込みはお断りさせていただきます。
 - (イ) 動物、鳥類その他ペット類全般
 - (ニ) 著しく多数量な物品
 - (ロ) 火薬、揮発油その他発火、引火しやすいもの
 - (ホ) 法により所持を許可されていない鉄砲、刀剣、覚醒剤の類
 - (ハ) 悪臭・異臭を発生するもの
5. ご滞在中お部屋から出られる時は、施錠をご確認ください。ご在室中や特にご就寝の時は、ドアの掛金をお掛けください。訪問者がございます場合は、ドアスコープでご確認されるか、掛金を掛けたままドアを半開きにしてご確認ください。
6. ご訪問者と客室内でのご面会をご遠慮願います。また、客室は宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
7. ご滞在中の現金、貴重品の保管には、フロント会計にて備え付けの貸し金庫をご利用いただくようお願い致します。万一紛失、盗難、事故等が発生した場合、ホテルでは一切の責任を負いません。
8. お忘れ物は発見した日から一定期間当ホテルで保管し、その後は遺失物法に基づいてお取扱いさせていただきます。
9. ホテル内のレストラン、バーなどをご署名によってご利用なさる場合は、必ず客室の鍵又はご宿泊カード(GUEST CARD)をご提示ください。
10. 客室やロビーを事務所や営業所がわりとしてご使用することはお断りさせていただきます。
11. ホテル内では、他のお客様に広告物の配布や物品の販売をするような行為はなさないでください。
12. 公衆電話はロビーにございます。客室内よりお電話をご利用の際は施設利用料が加算されますのでご了承ください。
13. 館内の諸設備及び諸物品についてのお願い。
 - (イ) その目的以外の用途にご使用なさないでください。
 - (ハ) 他の場所に移動したり加工したりしないでください。
 - (ロ) ホテルの外へ持ち出さないでください。
14. 館内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。
15. 寝間着、スリッパ等のままで、客室からお出になることはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
16. ご滞在中、フロント会計からの勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払いください。
17. 領収書は各部屋単位にご用意いたしておりますので、同室のお客様が分割領収書をご希望の場合はお早めにフロント会計にお申しつけください。
18. お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
19. ホテル外から飲食物等のご注文やお持込みはなさないでください。
20. ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的処置の対象となることがありますのでご注意ください。
21. 勝手ながら所定の税金のほか、お勘定の10%をサービス料として加算させていただきます。従業員への心づけはご辞退申あげます。
22. 次の各号に該当する場合は、宿泊約款第5条、及び第7条により、直ちに当ホテルのご利用をお断りいたします。また、予約成立後あるいはご利用中であっても、事実が判明した時点でご利用をお断りさせていただきます。
 - (イ) 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業・団体又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であるとき。
 - (ロ) 当ホテル若しくは従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (ハ) 館内及び客室で、賭博その他法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき。
 - (ニ) 泥酔等により、言動が粗野又は乱暴で、他のお客様に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (ホ) 館内及び客室内で、大声、放歌及び喧騒な行為その他で、他のお客様に著しく迷惑を及ぼしたと認められるとき。
 - (ヘ) その他上記各項に準ずる事情のあるとき。



貸金庫規定

1. (本規定の適用)

宿泊者の貸金庫利用については、本規定を適用するものとします。

2. (貸金庫利用契約の性質)

貸金庫利用契約の性質は、当ホテルによって指定された特定の貸金庫(以下「貸金庫」という)の使用貸借であって、貸金庫を利用する宿泊者(以下「利用者」という)が貸金庫に格納しようとする物についてその保管を約するものではありません。また当ホテルは、貸金庫内の格納物についての一切の損害について責任を負いません。

3. (利用期間)

貸金庫の利用期間は、利用客が宿泊登録後貸金庫の利用を申し込んだときからチェックアウトのときまでとします。

4. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。

- 1.現金
- 2.株券その他の証券
- 3.預金通帳、契約書その他の重要書類
- 4.宝石その他の貴重品
- 5.前各号に掲げるものに準ずるもの

(2) 当ホテルは、前項に掲げるものであっても、正当な理由があるときは、格納をお断りすることがあります。

5. (貸金庫の鍵)

貸金庫は、当ホテルが利用客に渡して同人が利用期間中これを保管するものとします。

6. (貸金庫の開閉)

(1) 貸金庫の開閉は、利用客が当ホテル係員にその都度申し出たうえ、鍵を同係員に渡し、ご利用証書にご署名をいただいたお客様に限らせていただきます。

(2) 格納品の出し入れは、当ホテルの定める場所で行ってください。

7. (免責)

当ホテルが利用客に渡した正鍵と外観上同一と認められる鍵を提示した者の申し出によって貸金庫の開閉が行われた場合は、申し出を行ったものが貸金庫の利用申し込みをした本人でない場合でも、又は使用された鍵が当ホテルの提供した正鍵でなかった場合でも、当ホテルは免責されるものとします。

8. (正鍵の紛失・毀損)

(1) 正鍵を紛失、又は毀損した場合、当ホテルの係員に直ちに申し出てください。貸金庫の開閉は、当ホテルの係員又はその指定する者によって貸金庫の錠前の破損等貸金庫に損傷を与える方法でなされる場合があります。

(2) 正鍵を紛失、又は毀損した場合には、貸金庫の開閉のために生じた貸金庫の損傷の回復に要する費用並びに錠前の取り替え又は鍵の作成に要する費用を申し受けます。また、この場合、当ホテルは、貸金庫の区画を変更することができます。

(3) 紛失した正鍵の使用によって生じた損害について、当ホテルは一切責任を負いません。

9. (明け渡し)

(1) 利用期間が満了したとき、又は貸金庫を使用する必要がなくなったときは、利用客は直ちに貸金庫を当ホテルに明け渡すと共に、正鍵を返却してください。

(2) 利用客が貸金庫を明け渡さずに当ホテルを出発した場合、その後6日間経過してなお明け渡しがなされないときは、当ホテルは、当ホテルが相当と認める方法で貸金庫を開き、格納品を別途管理し、又は利用客がその所有権を放棄したものと見なしてこれを任意の方法、価格で売却し、売却が困難な場合には廃棄することが出来るものとし、利用客は当ホテルが行うこれらの処分について一切異議を述べないものをお願いします。

(3) 前項の処分に要する費用(貸金庫を開く際に公証人その他の者の立ち会いを求めたときはその費用を含む)は、利用客の負担とします。

10. (貸金庫の修繕)

貸金庫の修繕その他やむを得ない事情により、当ホテルが貸金庫の明け渡し又は区画変更を求めたときは、利用客は直ちにこれに応じてください。

11. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、又は火災や格納品が当ホテルに損害をおよぼす等緊急の場合には、当ホテルは、当ホテルが相当と認める方法で貸金庫を開き、その最良で適切な措置を取ることが出来ます。このために利用客に生じた損害について、当ホテルは一切責任を負いません。

12. (損害賠償)

(1) 火災、地震その他当ホテルの責めによらない事由により、貸金庫の開庫に応じられなかったために生じた損害、及びこれらの事由による格納品の滅失、変質等の損害について、当ホテルは責任を負いません。

(2) 利用客の格納に起因して当ホテル又は第三者が損害を受けたときは、利用客は、その損害を賠償しなければなりません。